（法第 14 条第２項第 10 号関係）

○ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類

業務名 （定款又は寄附行為に記載した業務）	業務内容の詳細	当該業務の実施予定日時	当該業務の実施予定場所	従業者の予定人数	予定される収入及び支出額 （単位：千円）
(3)各種消費者被害の防止・救済に関する事業	仙台市消費生活特別相談 （仙台市受託事業）	年 12 回	みやぎ青葉の会事務所	検討委員・ 会員（相談員）3 名	収入　1,200 （受託事業収益 1,200） 支出　1,198 （諸謝金 960、通信運搬費 54、消耗品費 6、地代家賃 169、雑費 9）
	・ホームページによる情報提供、情報発信を行なう。 ・ネットとうほく NEWS を発行する。	・随時 ・年 6 回程度	主たる事務所	事務局　　2 名	収入　0 支出　476 （諸謝金 145、旅費交通費 105、通信運搬費 100、消耗品費 60、研修費 66）
	会員、一般消費者、事業者への啓発のための講演会・セミナー・学習会を開催する。	年 3 回	仙台市内の施設	理事・検討委員・ 事務局　　17 名	
(4)各種消費者施策に関する研究・提言事業	消費者関連法及び消費者施策に関して、所轄庁へ要望・提言を行なう。	随時	主たる事務所	理事・検討委員・ 事務局　　17 名	収入　0 支出　300 （印刷製本費 250、研修費 50）
	・消費者被害事例ラボを開催する。 ・消ラボ事例集を発行する。	・年 6 回 ・隔年	仙台弁護士会館	検討委員　29 名 事務局　　2 名	
(5)その他この法人の目的を達成す	適格消費者団体連絡協議会へ参加する。	年 2 回	開催地の施設	理事・検討委員・ 事務局　　3 名	収入　100 （事業収益 100）

るために必要な事業	他団体・関係行政機関との情報交換・懇談等を実施する。	随時	主たる事務所・仙台弁護士会館・行政庁舎	理事・検討委員・事務局　　10 名	支出　729 (印刷製本費 50、旅費交通費 88、通信運搬費 40、消耗品費 55、水道光熱費 30、地代家賃 350、賃借料 80、保険料 7、諸会費 20、租税公課 3、雑費 6)
	一般消費者、行政向け学習会へ講師を派遣する。	随時	開催地の施設	理事・検討委員 1 名	